

高知くらしの護身術

92

ダイエット商品

「無料体験」の裏に・・・

(2008年5月20日掲載原稿)

最近は女性だけでなく男性も含め多くの方が関心があるダイエット。折込広告や雑誌広告他さまざまな広告を見かけます。

先日寄せられた相談は、無料サイトでダイエットの無料体験を見つけ応募した。モニターになると無料でダイエットできると思っていたのに実際はいろいろ購入する必要があるとわかった。こんなことなら申し込まなかった。解約したいというものです。

この場合は、無料で体験できるのは健康器具の一種でダイエットのためにはその器具と併用してサプリメントが必要で有料だというもの。申し込みを躊躇していると、メールがどんどん送られてきた。いろいろ疑問な点を質問すると「絶対大丈夫！やせるからがんばりましょう」という電話がかかってきて、話を聞いているうちに断りきれなくなって申し込んだところ、後日ダイエットのスケジュールと健康器具、サプリメントが届いた。一緒に納品書がありそれを見てサプリメントがとても高額であることがわかった。それまでにも金額を教えられていたかもしれないが、詳しい説明はなかったような気がする。こんな高額な支払いはできないと思い解約を申し出たら、クレジットの分割払いでよいといわれなんとなく断れなかったがやっぱり解約したいというものです。

この場合は電話勧誘販売に該当し契約書類を受け取って8日以内ならクーリングオフが可能だったので解約することができましたが、インターネットで申し込んだ場合は通信販売に該当しクーリングオフは適用されません。

お試し、無料体験という言葉の後ろには高額な契約が待っている場合があります。慎重に内容を確認してください。